

北秋田市プロポーザル方式等による業者選定実施要綱第10条関係

秋田内陸線駅管理運営業務委託
応募型プロポーザル審査要領

令和7年12月

北秋田市内陸線再生支援室

秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、秋田内陸線駅管理運営業務委託の契約候補者を選定するため、提案者の審査方法を定めることを目的とする。

2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす業者を対象に行う。

- (1) 別紙「秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に必要なすべての書類を提出した者
- (3) 実施要領により適正に書類を作成した者

3 審査方法

- (1) 審査は当市職員及び外部学識経験者で構成される選定委員会により行う。
- (2) 審査にあたっては、プレゼンテーション及び業務計画書等の内容について、選定委員が評価した点数の合計により審査する。
- (3) 次の合計点が最も高い提案者を契約候補者として選定する。同点となった場合は、業務計画書の評価が高い者を契約候補者として選定する。
 - ①業務計画書の評価
 - ②見積書による評価
- (4) 契約候補者が辞退した場合又は契約候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を契約候補者として選定する。
- (5) 提案者が1社のみの場合でも審査は実施する。

4 審査基準

提出された提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、別添「秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査基準」に掲げる審査項目及び審査基準に従い審査する。

見積価格評価基準により、見積書の額面が31,086,000円(税込)を超える場合は失格とする。

5 契約候補者の決定方法

「3 審査方法(3)の①及び②」の合計で、最も得点が高い上位1者を契約候補者として選定し、2番目に得点が高かった者を次点者として選定する。

6 最低基準点

契約候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- (1) 最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割とする。
- (2) 最低基準点を下回る提案事業者については、契約候補者としない。

別添

秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査基準

No.	審査項目	主な審査の視点	配点	加重倍率
①業務計画書の審査				
1	駅運営に関する計画について	<ul style="list-style-type: none"> ●駅運営についての高い業務品質や効率性の確保はされているか。 ●本業務に対応する適正な人員配置かどうか。また、緊急時の対応や事故防止への取り組みはどうか。 	10	2.0
2	駅舎等の管理に関する計画について	<ul style="list-style-type: none"> ●駅舎等の管理費の縮減（省エネ）に関する効果的な提案となっているか。 ●駅及び内陸線利用者の増加に向け、高い効果が期待できるか。 	10	2.0
3	地域貢献について	<ul style="list-style-type: none"> ●観光関連施設としての戦略と地域活性化への貢献に関する提案がされているか。 ●市内事業者の活用の見込、地域経済の循環についての考え方が示されているか。 	10	3.0
4	プレゼンテーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ●分かりやすく工夫して説明していたか。 	10	2.0
②見積書による審査				
5	見積価格について	●3カ年の合計請負価格（税込）	10	1.0
			合 計	100

※加重倍率は、評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点（100点満点）とする。

【業務計画書評価点基準】

評価点	判断基準
10	非常に優れている
8	優れている
6	普通
4	やや劣っている
2	劣っている

【見積価格評価点基準】

評価点	判断基準
10	30,153,000円以下
8	30,153,001円～30,464,000円
6	30,464,001円～30,775,000円
4	30,775,001円～31,086,000円
失格	31,086,001円以上

見積価格の評価において最低価格提示者は、提案限度額を超えていない場合に限り判断基準によらず評価点を10点とする。